○法務省告示第四百九十三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年十月十六日から効力を生ずる。

平成二十二年九月二十九日

法務大臣　柳田　稔

大阪府羽曳野市長

奈良県吉野郡下市町長

○法務省告示第四百九十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年九月二十九日

法務大臣　柳田　稔

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人日本流通自主管理協会

東京都千代田区九段北一丁目十番九号九段ヴィガス一階

認証年月日

平成二十二年九月十三日

○財務省告示第三百十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十二年九月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で二百九十三億四千三百二十八万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十二年九月十五日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年〇・一五パーセント

十　初期利子　平成二十三年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.15}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一　第二期以後の利子　毎年九月十五日及び三月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二　償還期限　平成二十五年九月十五日

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　払込期日　平成二十二年九月十五日

十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十三年九月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一)　平成二十三年九月十五日から平成二十四年三月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \left(\text{利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} \times 2 - \text{受入経過利子に相当する金額}\right)$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.15}{100} \times \frac{\text{初期利子支払期の6ヶ月前の日から発行日までの日数}}{365}$$

(二)　平成二十四年三月十五日以後の場合

$$\left(\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} \times 2\right) \times \frac{80}{100} \times 2$$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十三年九月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

十七　中途換金の特例

(一)　平成二十三年三月十五日から平成二十三年九月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \left(\text{利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額}\right)$$

(二)　平成二十三年三月十五日前の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \left(\text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額}\right)$$

十八　元利金支払場所　日本銀行

○厚生労働省告示第三百五十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第1の5中(7)を(8)とし、(1)から(6)までを(2)から(7)までとし、(2)の前に次のように加える。

(1)　ウシ血清アルブミン

○厚生労働省告示第三百五十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第一に次のように加える。

1083　ウシ心膜パッチ

○厚生労働省告示第三百五十七号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

本則に次のように加える。

786　ウシ心膜パッチ

○厚生労働省告示第三百五十八号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

「及び1079」を「、1079及び1083」に改める。